

特定保税承認者（AEO倉庫業者）の取得をお考えの皆様へ

## AEO倉庫業者の承認を申請する担当税関を選択できるようになりました！

AEO倉庫業者の承認を取得するためには、

登記簿上の本店または総括管理部門となる予定の部署がある場所  
の所在地を所轄する税関

へご相談いただき、その後承認申請書による申請を行っていただいておりますが、本年3月末の関税法基本通達改正に伴い、**本年7月1日以降は、この従来の方法に加えて、**

届出をしようとする蔵置場等の所在地を所轄する税関  
(複数ある場合には、そのいずれかの所轄税関)

のいずれか希望する方を選択して行うことが可能となりました。

AEO倉庫業者の承認の取得をお考えの事業者様は、どちらの税関のAEO部門を申請先（取得後の担当）にしたいかを決められたうえでご相談いただきますと、取得に向けた協議をスムーズに開始することができます。

また、現在、取得に向けた協議を進められている事業者様で、担当する税関の変更を希望される場合は、協議中の税関AEO担当者へその旨をお申し出ください。

### <今回該当する改正箇所>

関税法基本通達の第4章 保税地域 第3節 保税蔵置場の50-3（特定保税承認者の承認申請手続）本文に「この場合において、法人である申請者が希望するときは、承認申請書を所轄税関（※）に提出することにより行うこととして差し支えない。」との文言が追加されています。

※ 上記の「届出をしようとする蔵置場等の所在地を所轄する税関」です。

<関税法基本通達等の一部改正について（令和3年3月31日財関第262号）>

<https://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu/2021tsutatsu/2021tsutatsu262/annex2.pdf>

（AEOに関するお問い合わせ先）

函館税関 0138-40-4254 東京税関 03-3599-6343 横浜税関 045-212-6125  
名古屋税関 052-654-4169 大阪税関 06-6576-3391 神戸税関 078-333-3071  
門司税関 050-3530-8312 長崎税関 095-828-8801 沖縄地区税関 098-862-9291

